

富山市登録統計調査員制度要綱

（目的）

第1条 この要綱は、国及び県からの委託並びに市が実施する統計調査に従事する統計調査員の候補者をあらかじめ登録し、統計調査員の確保に役立てるとともにその資質の向上を図るために設ける登録統計調査員制度について必要な事項を定めることを目的とする。

（登録）

第2条 市長は、次に掲げるものの中から適任者を選考し、登録統計調査員として登録し、管理するものとする。

- (1) 公募に応募した者
- (2) 登録統計調査員又は自治会、商工会若しくは農協等の団体から推薦のあった者
- (3) 統計調査員として経験がある者のうち、市長が適当と認めた者

（登録統計調査員の資格）

第3条 登録統計調査員は、次のすべての条件を満たす者とする。ただし、市長が調査活動に支障がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 原則として、市内に住所を有し、申請時の年齢が満20歳以上満70歳以下の者
- (2) 責任をもって調査事務を遂行できる者
- (3) 調査によって知り得る秘密の保護に関し信頼のおける者
- (4) 税務、警察及び選挙に直接関係のない者
- (5) 統計調査員としてふさわしくない職業又は経歴を有していない者

（登録の手続き）

第4条 登録統計調査員の登録を希望する者は、富山市登録統計調査員登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、必要に応じて面接を行い、適当と認めた者について登録する。
- 3 市長は、前項の規定により登録したときは、その旨を富山市登録統計調査員登録済通知書（様式第2号）により本人に通知するものとする。
- 4 登録統計調査員は、申請書の記載事項に変更が生じたとき、又は登録を取消すときは、富山市登録統計調査員登録事項変更届・登録取消届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（登録の期間）

第5条 登録統計調査員の登録期間は、登録の日から当該登録日の属する年度の翌々年度末までとする。ただし、再登録を妨げない。

(登録の取消し)

第6条 市長は、登録統計調査員が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の登録を取消することができる。

- (1) 本人からの申し出があったとき。
- (2) 第3条に規定する資格に該当しなくなったとき。
- (3) 統計調査員としての職務を怠り、職務義務に違反したとき。
- (4) 統計調査に従事するものとして、ふさわしくない行為があったと認められるとき。
- (5) 病気、転居その他の理由により統計調査事務に従事しがたいと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により登録の取消しを行った場合は、その旨を富山市登録統計調査員登録取消通知書(様式第4号)により本人に通知するものとする。

(調査員の選任等)

第7条 市長は、統計調査員を選任し、又は推薦するときは、登録統計調査員からの選考を優先するものとする。ただし、統計調査の種類、地域事情その他の理由により適格者を得られない場合等は、この限りでない。

(調査の依頼)

第8条 市長は、前条の規定により選任又は推薦しようとするときは、あらかじめ調査の内容、日程等を明示し、本人の同意を得なければならない。

(研修会等)

第9条 市長は、統計調査の円滑な実施を図るため、登録統計調査員に対し研修会等を開催し、又は統計調査実施に関する情報、資料等を配布するなど、その資質の向上に努めなければならない。

(秘密の保持)

第10条 登録統計調査員のうち統計調査に従事した者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、登録を取り消した後においても同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。